

R S T トレーナー会 規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、R S T トレーナー会と称する。

(事務所)

第2条 当会は、事務所を兵庫県内に置く。

(組 織)

第3条 当会は、兵庫県内に居住する個人および事業所をもって組織する。

(目 的)

第4条 当会会員等の資質の向上をはかるとともに、相互啓発を目的とする。

(事 業)

第5条 当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 研究会の開催に関すること。
- ② 安全衛生関係法令の研究会の開催に関すること。
- ③ 経験発表または情報交換に関すること。
- ④ R S T 教育資料、参考書等の紹介及び斡旋に関すること。
- ⑤ 親睦の増進および連帯強化に関すること。
- ⑥ R S T 教育の普及啓蒙に関すること。
- ⑦ R S T 教育の貢献者に対する表彰に関すること。
- ⑧ その他当会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 当会会員は、前3条に定める会員とする。

(入脱会)

第7条 当会会員は、R S T トレーナー会に入会したときに始まり、脱会したときに終わるものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 当会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名（但し、事務局担当者1名含むものとする。）
- ③ 幹事 若干名
- ④ 会計監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は、会員のうちから総会において選任する。

(会員が法人である場合はその代表者の指名するもの。)

(役員の任期)

第10条

- ① 役員の任期は2年目の総会日までとし、再任を妨げない。
- ② 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第11条

- ① 会長は会を代表し、本会の業務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、予め定められた順位により、その職務を代行する。
- ③ 幹事は会長、副会長の指示を受け、業務の執行にあたる。
- ④ 会計監事は本会の行う事業及び資産の状況を監査する。

(顧問等)

第12条

- ① 会長が必要と認めた場合、顧問または相談役をおくことができる。
- ② 前項の顧問等の任期は委嘱した日から転任または退任の日とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は次の通りとする。

- ① 総会 ……総会は会員をもって構成する。
- ② 役員会 ……役員会は役員をもって構成する。

(会議の招集)

第14条 会議は、総て会長が招集する。

- ① 総会の招集にあたっては、少なくとも総会の日の10日前までにその構成員に対し、通知しなければならない。
- ② 役員会の招集にあたっては、少なくとも会議の日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の運営)

第15条 総会は次により運営するものとする。

- ① 総会の議長は、**出席会員の中から選出する。**
- ② 総会の成立は、すべての構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- ③ 総会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ④ 総会の議事においては、議事録を作成し、保存しなければならない。

(総会の開催)

第16条

- 1. 総会は、毎年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の場合は臨時に総会を開催することができる。
 - ① 会長が必要と認めたとき。
 - ② 幹事の半数以上から要求があったとき。
 - ③ 会員の3分の1以上の要求があったとき。
 - ④ 会計監事から要求があったとき。

(総会の付議事項)

第17条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- ① 事業計画案及び収支予算案の承認に関すること。
- ② 事業経過報告及び決算の承認に関すること。
- ③ 役員を選出に関すること。
- ④ 規約の制定改廃に関すること。

(役員会の開催)

第18条 役員会は、2か月に1回 定期に開催する事を原則とする。

但し、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(役員会の運営)

第19条 役員会は、次により運営するものとする。

- ① 役員会の議長は、すべて会長がこれにあたる。
- ② 役員会の成立は、全ての役員の2分の1以上の出席により成立する。
- ③ 役員会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ④ 役員会については、記録を保存しなければならない。

(役員会の付議事項)

第20条 次の事項は、役員の議決を経なければならない。

- ① 総会提出議案
- ② 業務の執行運営に関すること。
- ③ 内部規定の制定改廃に関すること。
- ④ その他総会より委任を受けた事項。

第5章 資産及び会計

(資産)

第21条 本会の資産は、会費、寄付金、資産より生ずる収入、事業に伴う収入及び、その他の雑収入等による。

(臨時会費)

第22条 前条により資産によって本会運営が困難な場合は、本会総会の議決により、会員等から臨時に徴収することができる。

(管理運営)

第23条 資産の管理並びに運営は、役員会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(分科会の設置)

第26条 本会は、役員会の下に分科会を設けることができる。

(報告の義務)

第27条 毎事業年度終了時より90日以内に全員に次の各号を報告しなければならない。

- ① 事業計画案及び収支予算案
- ② 前年度の事業経過報告及び収支決算書
- ③ 役員等の選任及び解任記録

(書類の保存)

第28条 本会の収入、支出、その他の重要書類は5年間保存しなければならない。

(諸規程について)

第29条 本規約に特に定めのないものについては、役員会の決議により規程を定めることができる。

(解散及び財産の処分)

第30条

- ① 本会の解散は、会員の3分の2以上の同意を得て、会長の承認を受けて行うか、会長の職権により行うものとする。
- ② 解散時の資産については、会長が清算人となり、行うものとする。

附 則

第1条 本規約は、平成25年4月26日より施行する。

平成25年4月26日制定

一部改訂を経て令和4年4月22日改定

R S T トレーナー会 会計細則

R S T トレーナー会規約に定める第 5 章の細則として次の通り定める。

第 1 条

(入会金及び年会費)

- ① 入会金は 5, 0 0 0 円とする。
- ② 会費は年間（4 月～3 月）5, 0 0 0 円とする。
- ③ 中途入会者も 5, 0 0 0 円とする。
- ④ 退会者への返金はしない。

第 2 条

(支 出)

- ① 役員会で認めた雑費。
- ② 当会を代表して、出張する場合、役員会で認めた者に限り、J R 三宮を起点とした交通費を支払い、日当の支給はしない。

平成 25 年 4 月 26 日制定

令和 4 年 4 月 22 日改定